

平成29年 5 月臨時会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成29年 5 月 22 日 開会

平成29年 5 月 22 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

## 平成29年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月22日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第3号、報告第1号の上程、説明	5
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	14
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	14
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	15
日程の追加	16
議長辞職の件	16
日程の追加	17
議長の選挙	18
日程の追加	20
副議長辞職の件	20
日程の追加	21
副議長の選挙	21
日程の追加	23
議会運営委員会委員辞任の件	24
日程の追加	24
議会運営委員会委員の選任	25

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	25
閉会の宣告	25
署名議員	27

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

## 平成29年5月横芝光町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成29年5月22日(月曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第3号、報告第1号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて(横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 6 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて(横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 7 議案第3号審議(質疑・討論・採決)  
上堺小学校施設改修(トイレ改修)工事請負契約の締結について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1～日程第7まで同じ
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員辞任の件
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 

### 出席議員(15名)

1番 秋 鹿 幹 夫 君                      3番 宮 蘭 博 香 君

4番	山崎義貞君	5番	庄内賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋藤順一君
8番	森川忠君	9番	川島仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	市原成一君	企画財政課長	大木良夫君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	萩原浩己君
都市建設課長	堀越健一君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	郡司民夫	書記	椎名晴美
----	------	----	------

---

**◎開会の宣告**

○議長（鈴木唯夫君） これより平成29年5月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後 1時58分）

---

**◎開議の宣告**

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

7番 齋藤 順一 議員

9番 川島 仁 議員

を指名します。

---

**◎会期決定の件**

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

3月2日に開催された山武郡市環境衛生組合議会定例会について、鈴木和彦議員。

[6番議員 鈴木和彦君登壇]

○6番（鈴木和彦君） 去る3月2日に開催された平成29年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、10議案が上程され、審議を行いました。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合情報公開条例の制定についてであります。

本案は、組合が保有する情報の公開について必要な事項を定め、住民の組合に対する理解と信頼を高めることを目的に提案されたものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合個人情報保護条例の制定についてであります。

本案は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的に提案されたものであります。

議案第3号は、山武郡市環境衛生組合暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、暴力団の排除に関し必要な事項を定めるため、提案されたものであります。

議案第4号は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第1号及び議案第2号の条例制定に伴い、当審査委員の報酬額について定めるべく提案されたものであります。

議案第5号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の給与に関する条例の一部について改正すべく提案されたものであります。

議案第6号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部について改正すべく提案されたものであります。

議案第7号は、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の育児休業等に関する条例の一部について改正すべく提案されたものであります。

議案第8号は、平成28年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,466万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,196万3,000円とするものであります。

議案第9号は、平成29年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,430万円と定めるものであります。

議案第10号は、監査委員の選任についてであります。

本案は、組合監査委員でありました並木俊郎氏の任期満了により、後任の委員に横芝光町在住の實川裕宣氏を選任すべく、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案されました10議案は、いずれも原案どおり可決、同意されました。

以上、平成29年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第3号、報告第1号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号、報告第1号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速申し上げさせていただきます。

本日ここに平成29年5月横芝光町議会臨時会のお願いを申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の平成29年5月横芝光町議会臨時会提案理由の説明書をごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）でございます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、固定資産税の被災代替住宅・償却資産に係る課税標準の特例措置の創設、軽自動車税のグリーン化特例の2年延長のほか、法律改正に伴う所

要の規定に整備を行うことについて、横芝光町税条例の一部の改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。

本案は、地方税法施行例の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第3号 上堺小学校施設改修（トイレ改修）工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、上堺小学校施設改修（トイレ改修）工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）でございますが、本件は、平成28年11月16日午後4時15分ごろ、千葉市中央区長洲一丁目4番10号先路上で発生した自転車と庁用自動車が接触した事故に関し、損害賠償額81万7,590円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げました。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 椎名雄一君登壇〕

○税務課長（椎名雄一君） それでは、議案第1号及び議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、1ページをごらんください。

初めに、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、法律の一部改正に伴い条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

3ページをごらんください。

3ページは、専決処分書で本年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

1枚めくっていただき、5ページが一部改正条例の制定文で、さらに1枚めくっていただき、7ページからが改正文となります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係つづりをごらん願います。

1ページをお開きください。

アンダーライン部分が改正となったところでございます。なお、今回の税条例の改正は全て法律の改正にあわせ、法律の改正どおりに条例を改めるものであります。

それでは初めに、1ページから2ページにかけましての第33条第4項及び第6項についてありますが、これにつきましては、アンダーライン部分のとおり改正することによりまして、住民税の所得割を算定する上で、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

次に、2ページ後半の第34条の9の改正は、先ほどの条例第33条の改正に伴い文言を整理するものです。

次に、3ページから4ページ、さらに5ページにかけての第48条の改正は、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の改正ですが、制度自体に特に大きな変更はございません。

次に、5ページの最後から7ページにかけての第50条、更正または決定があった場合の法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の改正で、こちらも制度自体の内容に大きな変更はございません。

次に、7ページ、8行目からの第61条は固定資産税の課税標準の特例に関する規定で、今回の改正により、震災等により滅失、損壊した償却資産にかわるものとして取得した償却資産につきましては、4年間課税標準額が2分の1となる規定が追加となります。

なお、この改正につきましては、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る被災代替償却資産に対する平成29年度以後の固定資産税について適用されます。

次に、7行下の第61条の2は、法律改正に伴い新設するものです。

内容は、固定資産税の課税標準の特例に関するもので、第1項は、家庭的保育事業に使用する家屋、償却資産の減額割合。

第2項は、居宅訪問型保育事業に使用する家屋、償却資産の減額割合。

第3項は、事業所内保育事業に使用する家屋、償却資産の減額割合をそれぞれ定めたもので、いずれの事業も児童福祉法に基づく認可を受けた事業が対象となります。現在のところ、当町での該当はありません。

このページの一番下から次ページにかけての第63条の2は、区分所有家屋の固定資産税額の案分に係る補正方法の申し出についての規定で、法改正により居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションの固定資産税の計算方法が見直されることに伴い、必要となる条例改正を行うものです。

これは平成30年度から新たに課税される居住用超高層建築物に適用されます。現在のところ、当町での予定はございません。

このページの中ごろからの第63条の3は、区分所有家屋の敷地の用に供されている土地の固定資産税額の案分に係る補正方法の申し出についての規定で、今回の改正で、その土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の案分方法と同様の取り扱いを受けるようにするための規定の整理であります。

次に、10ページに移りまして、第74条の2は、被災住宅用地の特例に関する規定で、今回の改正で、その土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、住宅用地特例の適用期間を2年から4年に拡充する規定を追加するものです。

次のページからは附則部分の改正となります。

附則第5条の改正は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整理であり、控除対象配偶者が同一生計配偶者と名称が変更になるだけで、ここでの制度内容に変更は生じません。

参考までに現行制度の控除対象配偶者の定義を申し上げますと、納税者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のものではありますが、この要件に該当する配偶者が制度改正後は、同一生計配偶者と名称が変わります。

新たな控除対象配偶者は、配偶者の所得要件に加え、納税者本人に1,000万円の所得制限が設けられることとなります。したがって、新たな控除対象配偶者の定義は、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者ということ

になります。

なお、この改正につきましては、平成31年度以後も個人住民税について適用となります。

次に、附則の第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長し、平成33年度までとするものです。

次に、12ページ、附則第10条及び附則第10条の2の改正は、法附則等の改正に伴い生じた項ずれなどを改めるものです。

次に、13ページの下の方から始まります附則第10条の3の主な改正の内容は、次の次のページ、15ページになります。15ページの下の方から始まる第9項、そして次のページにあります第10項として、耐震改修または熱損失防止改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書についての規定を加えるものです。この申告書を提出することにより、1年度分に限り、その住宅に係る固定資産税の3分の2が減額となります。

なお、この減額の対象となる改修は、本年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われるものです。

次に、17ページの真ん中の少し下から始まる附則第16条は、軽自動車税の税率の特例に関する規定で、主な改正は次のページとなります。18ページをごらんください。

ここに引用されております法附則第30条第6項から第8項の規定は、いわゆるグリーン化特例に関する規定です。グリーン化特例とは、新車である三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、新規取得の翌年度の軽自動車税に限り、税率を軽減する措置を講ずるもので、このグリーン化特例の適用期限を2年延長し、平成31年3月31日取得分までを対象とする改正です。

次の附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例に係る規定を追加するもので、グリーン化特例の適用を受ける車両は、国土交通大臣の認定に基づき判断されますが、虚偽の認定申請により国土交通大臣の認定を受けたことを事由に認定が取り消され、軽自動車税の額を再計算したところ、納めるべき税額が当初の額よりも増額となり、その結果として、納付不足額が生じた場合の納税義務者は、自動車ユーザーではなく、虚偽の申請をした自動車メーカーにあるという規定です。

また、これにより納付することとなる金額は、不足額に10%を加算した金額となります。

次の附則第16条の3の改正は、住民税の所得割を算定する上で、特定上場株式等の配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が

課税方式を決定できることを明確化するものです。

次に、20ページをごらんください。

20ページの下のほうにあります。附則第17条の2の改正は、優良住宅の醸成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成32年度までとするものです。

次に、21ページの下の方になります。附則第20条の2の改正は、特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

次に、22ページに移りまして、中ほどの第20条の3の改正は、租税条約の適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

続いて、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

また、ピンク色の表紙の議案つづりをごらんください。

18ページになります。上から7行目からが附則となります。

附則第1条は、施行期日を定めるもので、この改正条例は本年4月1日に施行となりました。ただし、第1号から第4号に記載の規定は、それぞれ記載の日からの施行となります。

附則第2条は、町民税に関する経過措置で、このページの最終行から次ページにかけての第2項では、先ほども説明いたしましたが、前条第2号に掲げる規定、つまり控除対象配偶者を同一生計配偶者とする改正規定は、平成31年度以後の個人町民税について適用するというものです。

次に、附則第3条の固定資産税に関する経過措置、そして次のページの附則第4条、軽自動車税に関する経過措置については、特にご説明しておくことはございません。

次のページの附則第5条は、平成26年に制定した改正条例の附則第4条を改正するものです。

平成26年度改正条例の附則第4条は、軽自動車税の税率改正に関する規定で、今回の平成29年度の改正条例の附則第16条の改正に伴い、所要の規定の整理をするもので、この部分に係る施行日は、平成31年10月1日となります。

次に、23ページをごらんください。

23ページの中ほどからの附則第6条として、平成28年に制定した改正条例の第1条の2及び第2条を改正するものであります。これらの改正につきましては、新旧対照表があります。

ので、そちらをごらんいただきたいと思います。

また黄色い表紙の議案関係つづりをごらんいただきたいと思います。

24ページからとなります。

24ページ、25ページは、平成26年度改正条例の附則の改正に係る新旧対照表です。改正の内容といたしまして、制度自体に大きな変更はございません。左側の表を右側の表へそっくり置きかえるのが主な改正ですが、表の区分をより具体的に改めるものですので、細かな説明は省かせていただきます。

次に、26ページをごらんください。

26ページから28ページまでが平成28年改正条例の改正に係る新旧対照表です。

今回の改正点は2点で、1点目として第1条の2に附則第16条の2を削除する規定を追加するものです。

2点目といたしましては、第2条で平成26年改正条例の附則第4条の表の「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改めるものです。第82条という文言を削るだけで、これにつきましても制度自体の大きな変更はございませんので、説明は省かせていただきます。

以上で、雑駁ですが議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり25ページをごらんください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、政令の一部改正に伴い条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

27ページをごらんください。

27ページは専決処分書でありまして、本年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

さらに1枚めくっていただき、29ページが一部改正条例の制定文で、もう一枚めくっていただき、31ページが改正文となります。

黄色の表紙の議案関係資料つづりでは29ページ、30ページに新旧対照表を掲載してございますので、見比べながらごらんいただければと思います。

今回の改正は、第21条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改めるものです。

この第21条は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を定めたもので、このうち

第2号は5割軽減に関する規定で、現行では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数の数に乗すべき金額を26万5,000円としているところ、これを27万円に引き上げるものです。

次に、第21条第3号は、2割軽減に関する規定で、現行では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を48万円としているところ、これを49万円に引き上げるものです。

この改正により、軽減対象世帯の枠が広がり、課税額は減額となります。

なお、第21条第1号では7割軽減の基準が規定されておりますが、今回7割軽減の改正はございません。

次に、附則の説明をさせていただきます。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この改正条例は本年4月1日に施行となりました。

附則第2項は適用区分で、改正後の規定は平成29年度以後の国保税に適用し、平成28年度分までは、従前の例によるものです。

以上で、議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙の議案つづり33ページになります。

まず、契約の目的は、上堺小学校施設改修（トイレ改修）工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る4月28日に3者の参加による受注希望型競争入札を行いましたところ、吉岡建設株式会社が入札書比較予定価格5,830万円に対しまして、入札金額5,700万円で落札候補者となり、5月10日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札金額に消費税を加えた額6,156万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町横芝800番地、吉岡建設株式会社代表取締役、吉岡昭を契約の相手方とし、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件受注希望型競争入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施し

たところでございます。入札参加者の要件設定を行うに当たりましては、過去の実績から当該工事分野において、十分な施工能力のある町内業者の資格範囲を決定し、所定の手続により公告を行いました。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 報告第1号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 堀越健一君登壇〕

○都市建設課長（堀越健一君） 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてご説明申し上げます。

議案つづりの35ページをごらんください。

本件につきましては、町長からの提案理由説明で申し上げましたとおり、平成28年11月16日、午後4時15分ごろ千葉市中央区長洲一丁目4番10号先路上において発生しました自転車と庁用自動車とが接触した事故に関し、町と被害者の間で和解が成立し、損害賠償額が81万7,590円に決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年3月14日付で専決処分したものでございます。

専決処分の内容についてご説明申し上げます。

39ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

庁用自動車による接触事故について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1の和解及び損害賠償額の相手方につきましては、千葉市中央区在住の女性で、住所及び氏名につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2の和解の要旨につきましては、平成28年11月16日、千葉市中央区長洲一丁目4番10号先路上で、当課の職員が運転する庁用自動車が一時停止し、左右確認の後動き出したところ、左側の建物の陰から歩道上を走ってきた和解の相手方が運転する自転車と庁用自動車が接触した事故について、損害を賠償するものでございます。

3の損害賠償額につきましては、治療費及び休業補償費等も含めまして81万7,590円に決定したものでございます。

以上、ご報告いたします。

〔都市建設課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）  
については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

これより、議案審議を行います。

---

#### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝  
光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝  
光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、議案第3号 上堺小学校施設改修（トイレ改修）工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

工期に関しては、議決の翌日から平成29年12月25日ということでございますけれども、基本的に、子供さんたちのお休みの夏休みに工事されるのかなというふうに予測されますけれども、具体的に工程等がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 工事の細かい工程につきましては、これから業者さんのほうと詰めてまいります。今、教育課のほうで考えておりますのは、やはり既存のトイレの便器等、それらを壊したりする工事がございますので、そういった大きな音が出る工事につきましては、夏休みの期間中を利用して、子供たちの授業に支障のないように配慮したいなというふうに考えております。

また、工期も年内いっぱいには余裕を持ってとる予定にはしておりますけれども、何分にも、やはりなるべく早く使える状態にしたいと思っておりますので、そのあたりは効率よく工事のほうを進めたいというふうに考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで暫時休憩します。

なお、町長、副町長、教育長、総務課長には引き続き出席いただきますが、他の説明員に当たってはここで退席願います。

暫時休憩としましたが、ここで休憩し、再開は2時55分とします。

（午後 2時42分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時54分）

---

### ◎日程の追加

○議長（鈴木唯夫君） ただいま、私は議長辞職願を副議長に提出しました。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、この件は私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、庄内賢一議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長 鈴木唯夫君退場〕

---

### ◎議長辞職の件

○副議長（庄内賢一君） 議長にかわり、議長の職務を行います。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（郡司民夫君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月22日。横芝光町議会副議長、庄内賢一様。横芝光町議会議長、鈴木唯夫。

以上でございます。

○副議長（庄内賢一君） お諮りをします。

願いのとおり、議長の辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（庄内賢一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

鈴木唯夫議員の入場を許します。

〔14番議員 鈴木唯夫君入場〕

○副議長（庄内賢一君） 鈴木唯夫議員に申し上げます。

願いのあった議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで鈴木唯夫議員よりご挨拶をお願いいたします。

〔14番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○14番（鈴木唯夫君） ただいま議長辞職の受理を承認いただきまして、ありがとうございました。

また、議長在職中は、皆様の絶大なるご協力を得まして、何とか職務を全うすることができました。

本日よりは、一議員として町発展のために精進したいと思いますので、今後ともよろしく  
お願いいたします。

まことにありがとうございました。（拍手）

〔14番議員 鈴木唯夫君降壇〕

---

### ◎日程の追加

○副議長（庄内賢一君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（庄内賢一君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

### ◎議長の選挙

○副議長（庄内賢一君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（庄内賢一君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、秋鹿幹夫議員、3番、宮園博香議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（庄内賢一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（庄内賢一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（庄内賢一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（庄内賢一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（庄内賢一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（庄内賢一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 5 票

有効投票 1 5 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 川島 勝美議員 1 4 票

山崎 義貞議員 1 票

以上でございます

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、川島勝美議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された川島勝美議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（庄内賢一君） 川島勝美議員、議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇お願いします。

〔議長 川島勝美君登壇〕

○議長（川島勝美君） ただいまは身に余るご推挙をいただきまして、横芝光町議会議長につくことになりました。

私もとより、浅学非才の身ではございますが、歴代議長さんの足跡を踏襲しつつ、さらなる住民福祉の向上と町発展のために、微力ではございますが、懸命に努力するところでございますので、皆様にはなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、議長就任の弁とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔議長 川島勝美君降壇〕

○副議長（庄内賢一君） ここで議長と交代します。

川島勝美議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（川島勝美君） これより議長の職務を行います。

ここで暫時休憩します。

（午後 3時13分）

---

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

---

### ◎日程の追加

○議長（川島勝美君） 休憩中に副議長、庄内賢一議員から副議長辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### ◎副議長辞職の件

○議長（川島勝美君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（郡司民夫君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月22日。横芝光町議会議長、川島勝美様。横芝光町議会副議長、庄内賢一。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） お諮りします。

願いのとおり、副議長の辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決定しました。

庄内賢一議員君の入場を許します。

〔5番議員 庄内賢一君入場〕

○議長（川島勝美君） 庄内賢一議員に申し上げます。

願いのあった副議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで庄内賢一議員よりご挨拶をお願いします。

〔5番議員 庄内賢一君登壇〕

○5番（庄内賢一君） 1年間ではございましたですけども、新参者でございましたが、諸先輩の皆様いろいろとお教をいただきまして、本当に何もわからない私でございましたけれども、皆さんが一生懸命に教えてくれたたまものだと、私も確信をしている次第でございます。

職を辞しましたから、これからは一議員として町議会の発展、先輩方の教えを受けながら、一生懸命に職務に全うする覚悟でございますので、よろしくお願いをいたしまして、話、整いませんけれども、いろいろとお世話になり本当にありがとうございました。いい経験させていただきました。ありがとうございました。（拍手）

〔5番議員 庄内賢一君降壇〕

---

### ◎日程の追加

○議長（川島勝美君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（川島勝美君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（川島勝美君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、山崎義貞議員、6番、鈴木和彦議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（川島勝美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（川島勝美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（川島勝美君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（川島勝美君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（川島勝美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（川島勝美君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち 齋藤 順一議員 14票

山崎 義貞議員 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、齋藤順一議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された齋藤順一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川島勝美君） 齋藤順一議員、副議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔副議長 齋藤順一君登壇〕

○副議長（齋藤順一君） 一言、ご挨拶を申し上げます。

このたび、囃らずも皆様のありがたいご推挙によりまして、横芝光町議会の副議長の大任を押し、身に余り光栄でございます。また同時に、責任の重さを痛感いたしております。

私は、浅学非才でございまして、歴代副議長のすぐれた手腕と業績に思いをいたしますときに、果たしてこの重積を全うし、ご期待に沿うことができるかどうか、危惧しております。しかしこの上は、全精力を傾注し、この大任を果たしたいと念願しておる次第でございます。

今後、川島議長とともに、町議会の総合力を発揮できますように頑張る決意でございます。心より、どうかお願い申し上げまして、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。（拍手）

〔副議長 齋藤順一君降壇〕

○議長（川島勝美君） ここで暫時休憩します。

（午後 3時31分）

---

○議長（川島勝美君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 3時32分）

---

### ◎日程の追加

○議長（川島勝美君） 休憩中に私は、都合により議会運営委員会委員辞任願を提出しました。

この際、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。  
なお、この辞任については、私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。  
議長の職務を副議長齋藤順一議員にお願いします。  
副議長、議長席へお願いします。

〔議長 川島勝美君退場〕

---

#### ◎議会運営委員会委員辞任の件

- 副議長（齋藤順一君） 議長にかわり、議長の職務を行います。  
追加日程第5、議会運営委員会委員辞任の件を議題とします。  
初めにお諮りします。  
願いのとおり、川島勝美議員の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 副議長（齋藤順一君） 異議なしと認めます。  
よって、川島勝美議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。  
川島勝美議員の入場を許可します。

〔議長 川島勝美君入場〕

- 副議長（齋藤順一君） 川島勝美議員に申し上げます。  
願いのありました議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。  
川島議長、議長席にお願いいたします。

〔議長交代〕

---

#### ◎日程の追加

- 議長（川島勝美君） ただいま議会運営委員会委員1名が欠員となりました。  
お諮りします。  
この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定しました。

---

### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（川島勝美君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に鈴木唯夫議員を指名します。

ただいま指名した鈴木唯夫議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木唯夫議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この後、議会運営委員会において、委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

再開は午後3時45分とします。

（午後 3時37分）

---

○議長（川島勝美君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 3時45分）

---

### ◎議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（川島勝美君） 休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（郡司民夫君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に野村和好委員、同じく副委員長に鈴木克征委員でございます。

以上のおりでございます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（川島勝美君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島勝美

前議長 鈴木唯夫

前副議長 庄内賢一

議員 齋藤順一

議員 川島 仁